

装事艦第672号
27.10.1

北関東防衛局装備部長
南関東防衛局調達部長
近畿中部防衛局調達部長
中国四国防衛局調達部長
長崎防衛支局長 殿
郡山防衛事務所長
舞鶴防衛事務所長
玉野防衛事務所長

防衛装備庁
調達事業部艦船調達官
(公印省略)

船舶建造に伴う下請負承認及び届出について（通知）

標記について、「製造請負契約条項」第3条及び第4条に基づく細部事項を、別紙のとおり（社）日本造船工業会と確認したので通知する。

また、支援船についても別紙を準用して実施されたい。

添付書類：別紙

船舶建造に伴う下請負について

「製造請負契約条項」第3条及び第4条に基づく、下請負の承認及び届出を下記のとおりとすることを（社）日本造船工業会と確認した。

記

1 下請負の手続

- (1) 下請負の承認手続は、入札及び契約心得（防衛装備庁公示第1号（27.10.1）5.4.1によるものとする。
- (2) 下請負の届出手続は、入札及び契約心得5.4.2によるものとする。

2 用語の意義

- (1) 主要部分 船殻ブロックのうち主要なものをいう。
- (2) 主要部分でない部分（軽易なものを除く。）主要部分を除く船殻ブロックをいう。
- (3) 第三者に請け負わせようとする場合製造請負契約として一括して建造所以外の第三者に製造をさせることをいう。
- (4) 契約担当職員 調達事業部艦船調達官の担当職員をいう。

3 下請負の範囲

契約物品の全部、主要部分又は主要部分でない部分（軽易なものを除く。）の製造を第三者に請け負わせる場合とする。

4 社外工の届出

契約相手方は、建造所の構内において船舶建造に社内工と同様に従事する社外工については、建造所を管轄する地方防衛局装備部長、地方防衛局調達部長、地方防衛支局長及び地方防衛事務所長に当該会社名等を届け出るものとする。

なお、届出については、付紙のとおりとする。

付紙

下請負（社外工）届出書

会社発簡番号

発簡年月日

支出負担行為担当官補助者

〇〇防衛局調達部長又は

〇〇防衛局〇〇防衛支局長 殿

（〇〇〇〇気付）

住 所

会 社 名

代表者名

印

□□□□を下請負者として貴部発注

調達要求番号

認証番号認証年月日

品名 数量

に関する契約について、下記のとおり請け負わせたいのでお届けします。

記

- 1 会社概要（会社案内で可）
会社名、所在地、資本金、営業状況、生産設備及び従業員の概要
- 2 下請負の部分
- 3 その他必要と認める事項